

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果

(令和元年度)

令和2年10月
南アルプス市

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果（令和元年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組みの方針	取組みの項目	No.	具体的な取組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									令和元年度計画	令和元年度の取組内容		取組達成度	
1 財政の健全化													
●歳出の見直しと歳入の確保により収支均衡と将来負担の軽減が図られる財政基盤の確立													
	①歳出構造の見直し												
	1	有利な市債の有効活用による将来負担の軽減（健全化判断比率の抑制）		【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	行政評価による事務事業の取捨選択を行なうとともに、交付税算入率の高い、有利な地方債を模索しながら、普通建設事業費の圧縮、施設統廃合による物件費の圧縮等による基金取り崩しの抑制を図る。	第6期 財政計画	・健全化判断比率を次のとおりとする。 実質公債費比率 6.5%以下 将来負担比率 31.8%以下 ※実質公債費比率：一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合 ※将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第6期財政計画値 ・実質公債費比率 5.7% ・将来負担比率 22.5%	・実質公債費比率 4.3% ・将来負担比率 ▲21.3%	地方債借入れ額の抑制に加え、繰上償還や基金積立を行ったことにより目標を達成できた。交付税算入率の高い起債の活用により、実質公債費負担比率を抑制することができた。	A	今後も適切な起債発行に努め、健全な比率を維持していく。	
	2	基金の確保と活用		【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・基金を一定額確保しつつ、必要な事業等の財源として適切な活用を図る。	第6期 財政計画	・年度末財政調整基金等残高96億円以上の確保 (第6期財政計画値 96.4億円)	・減債基金、公共施設整備基金合わせて、4億円取り崩し、令和元年度末基金残高を102億円以上確保する。 [参考] 第6期財政計画値 ・財政調整基金残高41億円 ・減債基金残高23億円 ・公共施設整備等事業基金38億円	・財政調整基金残高 38.4億円 ・減債基金残高 27.6億円 ・公共施設整備等事業基金残高 47.2億円	公共施設整備等事業基金に7.1億円積立て、令和元年度末基金残高113億円を確保できた。	A	取り崩しの時期を先延ばしできるよう、健全な財政運営を行っていく。	
	3	補助金・交付金の見直し		【取組主管課】 ●政策推進課 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づいて、必要性や妥当性、補助率や終期等を検証し、適正な金額への見直しや整理・統合を図る。	南アルプス市補助金等交付規則 南アルプス市補助金等交付基準	・南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準の一定の基準の下、すべての補助金等について見直しが行われている状態	・既設の補助事業等が、南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、南アルプス市補助金等交付規則、南アルプス市補助金等交付基準に基づく運用が成されるかを審査する。	予算要求と要綱が合致しているか確認している。 個別事務事業評価を実施し、特に市単独補助金については、担当課にヒアリングを実施し内容の確認を行った。	新規・拡充事業提案時に内容確認を行っている。 市単独補助金の内容を確認したこと、内容の精査ができ、見直しにつながることができた。	B	事務事業の見直しや廃止については、所管課による改善とともに、再度内容や実施要綱等を精査して見直ししていく必要がある。	
	4	経費の節減・合理化の徹底		【取組主管課】 ●政策推進課 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員のコスト意識を高めるとともに、より効率的・効果的な方法となるよう、執行管理手法を見直し、経費の節減、合理化の徹底を図る。	第6期 財政計画	・第6期財政計画に沿って、消耗品費や庁舎の光熱水費等、物件費等の節減が図られている状態	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行う。 [参考] 第6期財政計画値 ・物件費、維持補修費 50億9千9百万円	予算査定時には、単価確認や積算根拠などについて確認している。	経常的な経費なので、見直しが難しい。 ・物件費、維持補修費 55億6千万円	B	制度改正等により支出構造は変化するものだが、経費削減に向けては、行政評価システム・公共施設適正配置・人事配置を相互に連動させ取り組む必要がある。	
	5	市の規模に見合った安定的な予算規模の構築		【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	・歳入規模に見合った歳出規模への見直しを進め、財政計画に基づく予算規模への計画的な縮小を図る。	第6期 財政計画	・第6期財政計画における一般会計の歳入決算規模が291億円のため、一般会計の最終予算規模を291億円とする	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安]第6期財政計画値・一般会計の歳入決算規模 292億円	一般会計の歳入決算額 324億円	市税、地方交付税に加え、ふるさと納税寄附金の増により、計画値を上回った。	A	制度改正等により予算規模自体は変化するものの、今後は市税や普通交付税の減少が見込まれるため、歳出の削減に合せ、歳入を増やす取り組みが求められる。	

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果（令和元年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したものの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組みの方針	取組みの項目	No.	具体的な取組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									令和元年度計画	令和元年度の取組内容		取組達成度	
②歳入確保の取組推進			1	市税等の徴収率の向上に向けた取組みの推進	【取組主管課】 ●納税課 ・税務課 【関係課等】 ・国保年金課	・庁舎増改築により執務環境が整備され、徴収体制の見直し、徴収体制の強化等に取り組み、徴収率の向上を図る。 ・山梨県滞納整理推進機構の支援事業活用による徴収強化に取り組み	-	自主財源の確保を達成目標とする徴収体制の見直し、改善を図る 目標の指標は現年+過年の徴収率の向上を目指す 市税 現年分徴収率 98.5% 滞繰分徴収率 22.0% 市税合計 95.0% 国保税 現年分徴収率 95.0% 滞繰分徴収率 23.0% 国保税合計 77.0%	徴収体制一元化の実施(市税・国保税) ・現年課税に対する早期滞納整理 ・滞納処分、納税相談の実施 ・口座振替等の推進 市税 現年分徴収率 98.5% 滞繰分徴収率 22.0% 市税合計 95.0% 国保税 現年分徴収率 94.0% 滞繰分徴収率 23.0% 国保税合計 77.0%	現年度+過年度の徴収率の向上を目指した。 市税 現年分徴収率 99.0% 滞繰分徴収率 27.6% 市税合計 95.9% 国保税 現年分徴収率 94.5% 滞繰分徴収率 28.9% 国保税合計 82.9%	滞納処分、納税相談及び口座振替等の推進を図り徴収率の向上を目指した結果、市税は0.9ポイント、国保税は5.9ポイント目標より上回る事が出来た。出納閉鎖期間の4月までの収納率は前年を上回っていたが、5月に入り収納率が下回る状況となり、少なからず新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。	A	市税の徴収率向上のためには、現年度を含め多様な滞納処分及び確実な調査のもと執行停止を講じる必要がある。 国保税については、引き続き、法令に基づき資格証明書等の交付を実施していく。
			2	未利用財産の売却・貸付の促進	【取組主管課】 ・管財課 【関係課等】	普通財産や行政財産の内、未利用部分が確認された財産については、有効活用を検討し、処分(売却・貸付)を促進する。	売却可能リスト等の抽出	・計画期間内に未利用財産の処分(売却・貸付)目標額の5年間の総額を次のとおりとする。 「普通財産」 目標額 65,000千円 ・売却額 25,000千円 ・貸付額 40,000千円	・整理分析状況に基づき未利用財産の処分(売却・貸付)を進める。 [達成目安] 目標額 15,000千円 ・売却額 5,000千円 ・貸付額 10,000千円	・普通財産売却額(5件) 7,755千円 ・法定外公共物払下(21件) 4,359千円 ・使用料・賃借料(69件) 11,529千円	みどりの郷くつさわについては、交渉を行い、2か所を売却することができた。 売却額、貸付額は目標額を達成することが出来た。	A	未利用地の売却を進めるための準備として境界確定を行っていく。 新たな売却方法等を検討する。
			3	その他の自主財源の確保	【取組主管課】 ●政策推進課 ・秘書課 ・環境課 ・都市計画課 【関係課等】	・職員が財源獲得の意識を持ち、広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源の確保等の取組を推進する。	-	・自主財源収入額を次のとおりとする。 ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 5,000千円以上 有料広告収入 600千円以上	・広報や市ホームページ、市名入り各種封筒に有料広告を掲載する。・全庁を挙げて、新たな広告媒体や自主財源の確保策の検討を進める。 [達成目安] ふるさと納税 200,000千円以上 ネーミングライツ 5,000千円以上 有料広告収入 600千円以上	ふるさと納税 - (返礼品・送料) 1,292,148千円 - (301,029千円) =991,119千円 ネーミングライツ 4,000千円 ホームページ広告 246千円 コミュニティバス車体広告 269千円	ふるさと納税の寄附金増収を目指し、受付ポータルサイトを4社体制とした。 パナー広告のニーズは低く、1枠の単価を減額したものの件数は減少。ゴミ袋への有料広告掲載については、募集を行ってきたが応募がなかった。	B	ネーミングライツは、保健福祉部の健康増進事業において愛称を募集することを検討しており、調整を進める。 HPのパナー広告およびゴミ袋の広告収入については、収入を上げるための取組んだが、これ以上の成果が望めない状況。 新たな財源確保を検討する必要がある。
③公営企業等の健全経営			1	上水道事業の健全経営の維持	【取組主管課】 ・企業局総務課 【関係課等】	・将来にわたって安定的に事業を継続するために、経営戦略、実施計画を策定し、この計画を推進することにより、健全な経営を維持する。	南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画(計画期間：平成29年度～令和8年度)の取組推進により、健全経営が維持された状態	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。 <主な達成目安> 給水原価133円<供給単価142円	経営戦略で計画する29事業中25事業を完了。 前年度未実施で、今年度実施予定の3事業を実施。	4事業の未実施理由 ・非常用発電の運用方法の見直しの為(1事業) ・老朽管路変更計画に併せる為(1事業) ・河川占用等の申請が必要となった為(1事業) ・管路整備計画に併せる為(1事業)	B	未実施事業については以下の通りとする。 河川占用等の申請が必要な事業については、令和2年度に実施する。 老朽管路変更計画に併せて実施する事業については、令和2年度に一部実施する。 その他2事業については、令和3年度に実施する。

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果（令和元年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組みの方針	取組みの項目	No.	具体的な取組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									令和元年度計画	令和元年度の取組内容		取組達成度	
			2	下水道事業の健全経営に向けた取組みの推進	【取組主管課】 ・企業局下水道課 【関係課等】	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H26.8.29付け通知)を踏まえ、平成31年度からの公営企業会計への移行を目指す。 ・汚水処理施設整備構想に基づき、効率的かつ有効的な整備促進を図っていく。	・南アルプス市汚水処理施設整備基本構想(下水道アクションプラン) ・南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画	・公営企業会計での適正な運用 ・汚水処理施設整備基本構想に基づいた整備促進 ・生活排水クリーン処理率 78.1%	[公営企業会計への移行] ・公営企業会計に移行済み ・システム本格稼働 ・経営戦略策定による課題の抽出、方針の検討 [未普及地域の整備促進] ・全体計画、事業計画の見直案の策定が完了している。令和2年中に国へ認可申請を行う予定である。 ・R元年度末生活排水クリーン処理率 73.8% ・下水道施設の整備 計画整備面積A=55.0ha 計画整備面積累計A=1470.0ha	[公営企業会計への移行] ・年度目標は達成できた。 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図った。 ・下水道施設の整備 実績整備面積A=24.3ha 実績整備面積累計A=1329.6ha	B	[公営企業会計への移行] 公営企業会計への移行は無事完了した。今後、運営の課題を抽出し、修正・改善等を行い適正に取り組む。 [未普及地域の整備促進] 汚水処理施設整備基本構想から遅れを生じているため、未普及解消の早期実現に向け、来年度から弾力運用が実施されることから、事業費の増大に併せて事業実施・人員増強を調整する。	
			3	特別会計の効率的な運営(国民健康保険特別会計)	【取組主管課】 ・国保年金課 【関係課等】	国の社会保障制度改革のひとつとして、持続可能な医療保険制度の構築を目指し、国保制度改革が施行されることになった。平成30年度からの都道府県化に向けて市として必要な準備、取組みを進めていく。	山梨県国民健康保険運営方針	安定的な財政運営と効率的な事業の実施 徴収体制の見直し 現年保険料収納率：95%	安定的な財政運営と効率的な事業の実施 保険者努力支援制度の対象となる特定健診、特定保健指導、重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進などを推進していく 徴収体制の見直し 現年収納率：94%	・保険料率の据置きを決定 ・県も保険者となり財政運営を実施 ・特定健診の受診勧奨、特定保健指導の勧奨、重症化予防事業の実施 ・ジェネリック差額通知の送付 ・現年収納率：94.5%	・納付金の算定・納付、保険給付費等交付金の交付申請等を適正に行うことができた。 ・特定健診の受診率は年々向上している。特定保健指導の実施率は目標を達成できた。 ・ジェネリック差額通知によりジェネリック医薬品使用割合の上昇につながっている。 ・納税相談、口座振替の推進等により、現年収納率94.5%を達成した。	A	翌年度納付金額の算定状況を注視しながら、国保料率の見直しを検討していく。 収納率向上のため、納税課と連携しながら、納税相談、口座振替を推進していく。
			3	特別会計の効率的な運営(介護保険特別会計)	【取組主管課】 ・介護福祉課 【関係課等】	・事業計画等を策定し、将来的な見直しを持った上で、将来負担の軽減につながる予防関連事業等の取組や給付適正化の取組を強化し、健全経営を推進することにより、特別会計への繰出金の抑制を図る。	・介護保険事業計画 ・高齢者保健福祉計画	・介護予防「百歳体操」の普及(高齢者600人程度) ・ケアプランチェックの全件実施を行なう。	・予防関連事業の「百歳体操」の普及(高齢者500人程度) ・国保連の「介護給付適正化システム」を活用し、効率的なケアプランチェックを行い給付適正化を図る。	・百歳体操は、パイプ椅子及びDVDプレイヤー等の貸出しを継続し活動への支援を行った。また協議体へ説明会や体験会等を実施した。 ・新規、区分変更のプラン点検を行った。(件数527件)また、国保連の適正化システムを利用するケアプラン点検への方針転換を検討した。 ・縦覧点検は1回/月実施。短期入所長期利用の届出を徹底、判定会を実施した。また、年間を通じ介護給付算定を点検し、疑義案件の照会を実施した。 ・医療と介護の重複請求防止目的で国保連の情報を国保年金課へ送付、突合を試みた。	・百歳体操の拠点が52グループとなり、700人以上の市民参加を得た。また、体操の効果により筋力の向上が図られ、介護予防に繋がった。 ・各居宅事業所の状況の把握ができた。また、不要なサービスの是正は年間数件であり、概ね利用者の状態に適したサービスが提供されていることが確認できた。 ・短期入所長期利用の届出件数は80件/年。給付算定に関する照会件数は21件/年。介護報酬の過誤請求や短期入所の制度徹底に繋がりを、給付の適正化が図られた。 ・医療情報との突合開始は、さらなる給付適正化へのきっかけとなった。	A	・百歳体操は、グループ毎に効果の測定は行っているが、今後は全体の効果測定を行っていく。 ・次期いきいきプラン策定にあわせ、今後は点検対象を本人の状態とサービス内容に整合性のないプラン等に絞り、効率的に実施する方針とする。 ・職員が専門的な介護報酬の仕組みを習得するには長期間を要することから、補える手段を検討し、さらなる給付の適正化を図る。
			3	特別会計の効率的な運営(下水道事業特別会計)	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	・公営企業会計適用後、適正な下水道使用料への改定を行なうとともに、収納率の向上に取り組む、特別会計への繰出金の抑制に努める。 現年分徴収率 97.7% 滞繰分徴収率 24.2%	・公営企業会計が適用され、適正な使用料へ改定されている。 ・滞納整理の強化により徴収率の向上が図れている。 現年分徴収率 98.5% 滞繰分徴収率 25.0%	・公営企業会計移行期間 ・収納率向上のため企業局と連携し、口座振替の推進や積極的な滞納整理の実施 ・下水道使用料見直しの検討 現年分徴収率 98.3% 滞繰分徴収率 24.7%	・公営企業会計適用 ・経営戦略策定により下水道使用料の見直しについて検討。 ・下水道使用料収納状況 現年分徴収率98.2% 滞繰分徴収率 - % ※公営企業会計には出納整理期間が無いため、これまでの滞繰分徴収率はかけ離れた数字となるため揭示しない。	・公営企業会計移行業務については、年度目標を達成している。 ・水道料との一体徴収により、収納率向上の成果が上がっている。	B	・令和3年度からは、上下水道料金徴収業務を外部委託する方針である。民間企業のノウハウを生かして、徴収率のより一層の向上を図っていく。	
			3	特別会計の効率的な運営(山梨県北岳山荘管理事業特別会計)	【取組主管課】 ・観光商工課 【関係課等】	・北岳山荘の所有者である山梨県と管理協定や管理運営方法の見直し等、県への返還も含め協議を始めており、市の負担がこれ以上増大するようであれば近い将来返還をしなければならない。	-	施設の方向性について決定を行っている。	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。	・令和元年5月29日(水)第1回目協議 県:観光資源課長他1人 市:課長、課長補佐、担当 ・令和元年7月8日(月)第2回目協議 県:観光資源課長他2人 市:課長、課長補佐、担当 ・令和2年1月24日(金)第3回目協議 地元県議会議員 県:観光資源課長他2人 市:課長、課長補佐、担当	・山梨県による施設及び浄化槽改修計画が具体化され、令和2年度実施設計を行い、令和3年度、4年度の2ヶ年で改修工事を施工することとなったため、令和3年度からの指定管理による施設運営は困難との結論に至った。	A	・県との管理協定の見直し ・今後の管理運営方法の方針決定 ・財政改善計画の作成 ・観光振興施策との整合性

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果（令和元年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組みの方針	取組みの項目	No.	具体的な取組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									令和元年度計画	令和元年度の取組内容		取組達成度	
2 行政経営システムの見直し													
●経営資源の適正配分により公共サービスを最適化する行政経営システムの見直し													
①マネジメントシステムの強化	1	優先的事業の重点化		【取組主管課】 ●政策推進課 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	・第2次総合計画に位置付けられた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の選定や関連付け、優先順位付け、見直しなどの方針を定めるため、施策優先度評価会議を実施する。	第2次総合計画	・第2次総合計画に基づく事業の見直し、組み換えが行われ、社会経済情勢等の変化をとらえた政策・施策が効果的に展開されている状態	・第2次総合計画の進捗管理を行う ・施策優先度評価会議の実施により、第2次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどの方針を定め、予算編成に反映する。	・第2次総合計画の施策体系の見直しにより33本の施策体系とした後期基本計画を策定した。 ・施策優先度評価会議の結果を参考に、部局別枠配分方式により予算編成を実施した。	より詳細な評価及び予算配分への反映を行うことができた。 予算編成では、部局長を中心に責任をもった予算編成が行われた。	B	施策優先度評価会議の結果をより適切に予算配分に反映することができ、また、目標達成のため部局内で積極的な協議ができるよう、その方法について検討を重ねる必要がある。	
		徹底した事務事業の見直し		【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の適切な進捗管理を行い限られた経営資源を最適配分する。	第3次行政改革大綱・実施計画	・事務事業評価の実施及び適切な進捗管理により、限られた経営資源が最適配分され、市民が真に必要なサービスが提供されている状態	・事務事業評価により事業の「改善・廃止」の進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行なう。	事務事業評価の結果、R1年度の事務事業数は908事業あり、今後の方針案として現状維持が662事業、改善・廃止等が246事業となった。	令和2年度の予算要求は、平成30年度の事務事業評価を反映させたものであり、1年間のブランクが生じる結果となっている。 事務事業評価により、課題等を把握し、課内で共有し対応を検討しながら、取組みを実施している。	B	前年度の事務事業評価を翌年度の予算執行時に反映させられるよう検討する必要がある。	
		各種整備計画の策定と運用		【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・整備計画を有する所管課	・事業の優先順位を定めた整備計画を策定し、財政状況に応じて優先度の高い事業から効果的かつ計画的な事業実施を図る。	各種整備・整備計画、長寿命化計画	・分野ごとに整備計画が策定され、優先度の高い事業から実施されている状態	・個別計画の策定状況について調査 ・必要に応じて計画の策定勧奨	公共施設等総合管理計画において対象とした施設について個別計画策定の状況調査を行った。	計画どおり進捗している。	B	保育施設・農道等個別の計画策定を支援していく。	
		部局ごとの目標管理の実施		【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・計画的な施策や事業等の推進のため、各部局や課等において予算編成に合わせ取組目標を設定し、進捗管理を実施する。	-	・部局や課等の目標が設定され進捗管理が行われている状態（PDCAサイクルに基づく取組が定着している状態	・部局や課等の目標を設定する（役割・使命・経営方針、事業の目標など）。 ・部局や課等の目標及び市長公約を進捗管理する。（目標達成度、成果等）	・市長公約、重点目標の市長ヒアリングを実施。 期首・5月下旬 期中（管理）・11月上旬 期末・2月下旬 ヒアリングの実施により、市長公約、重点目標の具体的な取組内容、進捗状況を把握することが出来た。 ・期中管理では、進捗状況や取組み状況などについて取りまとめ、市長へ報告を行った。市長からの個別指示事項は担当課へ伝達し、全体に関わるものについてはインフォメーションにより周知を行った。	期首のヒアリングについては、市長選挙があったため、例年より遅れての実施となったが、新たな市長公約を基に各部局の目標、取組内容を共有することが出来た。	A	今後も進捗状況の把握に努める。	
②民間活力の活用	1	民間への業務委託等の推進		【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・全ての課等	・国の公共サービス改革基本方針や全国の自治体の民間委託等の導入実績また、施設の民間譲渡による民営化等の検証を行い、民間への業務委託等の検討・推進を図る。	第3次行政改革大綱・実施計画	・民間委託等の効果が認められる業務について、委託等が推進されている状態	・国の公共サービス改革基本方針や全国的自治体の民間委託導入実績を踏まえ、当市の現状に沿った業務委託を検討する。	国が抽出した主要17項目の民間委託の実施状況調査を実施した。 特に、学校給食調理事務について検討した。	経費等については、現状以上になる可能性等もあることから、更なる検討が必要である。 また、その他各担当において、業務委託可能な業務を検討している。	B	当市の現状に沿った業務委託を今後も検討していく必要がある。	

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果（令和元年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組みの方針	取組みの項目	No.	具体的な取組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									令和元年度計画	令和元年度の取組内容		取組達成度	
			2	指定管理者制度の導入と適正な運用	取組主管課等 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・指定管理者制度の導入効果や運用方法等の検証を行なう。 ・効果が見込まれる施設への制度の導入、及び既に導入済みの施設で効果が見込めない施設の直営管理への切替（継続を見込む施設に限る）を進める。	南アルプス市指定管理者制度の適用に関する基本方針	・真に制度の導入効果が得られる施設について導入が進み、適切に運用されている状態	・南アルプス市指定管理者制度の適用に関する基本方針に基づき、指定管理者制度の更新又は見直し、及び新規導入を進める。 ・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行なう。	・指定管理施設の更新数 協定数（公募8/非公募2） 施設数（公募8/非公募2） 公募については各協定に1者ずつの応募があった。 ・ガイドライン及びモニタリング制度については、担当者会で制度の趣旨、運用方法の説明を行い、制度の適正化を行った。	・一部の施設において、中途での更新があったが、計画通り更新できなかった。 ・モニタリング制度の運用について計画どおり行った。	B	・公募については複数者から応募があるように引き続き検討を行う。 ・モニタリングの精度向上を目指す。 ・指定管理者制度を導入した施設について、その効果を検証する必要がある。
		③公共施設の見直し	1	計画的な再配置の実施	【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・公の施設について、公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき施設の目的と機能、利用実態、地域バランス等を勘案し、適正配置に向けた取組の推進を図る。	公共施設等総合管理計画 公共施設再配置アクションプラン	・公の施設の総量を抑制した上で、適正配置されている状態	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき、再配置の取組を進める。	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき、再配置の取組を進めた。 また、3年間の集中取組期間の結果をうけ、アクションプラン（改訂版）を策定した。	八田支所跡地については、担当課と協力し売却に取組んだが、土地境界等の諸問題について一部課題が残り売却できなかった。また、チロル学園については来年度売却できる見通しとなった。	B	再配置については計画どおり進んでいるが、今後はアクションプラン（改訂版）で示した計画のとおり進めていく。
			2	計画的な除去の実施	【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・用途廃止する施設について、安全管理面や費用対効果を検証しながら計画的な除去を図る。	公共施設等総合管理計画	・公共施設等総合管理計画に記載している施設の情報が適宜更新され、計画的な除去が行われている状態	・公共施設等総合管理計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除去を実施する。	みどりの郷つつさわ（一部）の売却、さくらの里市民プール解体事業を行った。 また、市営住宅の解体も実施した。	公共施設等総合管理計画に計画された施設の除去を、ほぼ計画どおり進めることができた。	B	新規建設する施設もあるので目標以上に削減する必要がある。
			3	計画的な保全・長寿命化の推進	【取組主管課】 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・施設の維持管理や更新費用の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な保全・長寿命化を推進する。	公共施設等総合管理計画	・公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設管理が行われている状態	・公共施設等総合管理計画に基づく取組を進める。 【具体的な取組】 ・長寿命化…個別計画の整備・更新を行う。 ・保守・点検…マニュアル策定を進める。	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置アクションプランに基づき、施設を所管する担当課と再配置の取組を行った。	・長寿命化計画の策定状況を把握できた。 策定済：都市公園、市営住宅、道路舗装、橋梁、上水道、林道 未策定：産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉系施設、行政系施設、消防系施設、農道、河川、下水道、簡易水道、農業集落排水 ・公共施設再配置アクションプラン（改訂版）の策定により、個別施設計画の補充ができた。	B	・保守点検マニュアルの策定について検討を行う。 ・個別の長寿命化計画が未策定の施設については策定支援を行う。 ・策定した計画に基づく長寿命化事業について、随時進捗の確認を行う。
			4	借地の解消、借地料の見直し	【取組主管課】 ・管財課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・市が借り受けている土地について、今後の使用状況等を検討した上で、借地契約の解消（返還・買収）や借地料の見直しを図る。	-	・借地契約が必要な土地について、地権者との合意により、可能な限り、適正な借地料となっている状態を目指す。	・管理している借地の状況について個別に調査・分析を行い適正処理を進めていく。	飯野地内の借地については、健康増進課に今後の利用の有無の聞き取りを行い、職員駐車場として今後も利用したいとの意向を確認した。	飯野地内の借地については、再度、返還も含めた利用方法の検討と負担軽減の方策を検討していくこととした。	A	今後も利用状況を検証し、関係課等と協議・検討する。
		④市民とのコミュニケーションの充実	1	分かりやすい市政情報の発信	【取組主管課】 ・秘書課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・ホームページ等の情報の最新化や最適化を通じて、分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を図る。	-	・最新かつ正確な市政情報が、小中学生から高齢者まで幅広い世代に分かりやすく伝わる内容で発信され、その情報を容易に入手できる状態	現状分析による関心が高いと思われる観光・移住・農産品系のコンテンツの充実。	ホームページのリニューアルに伴い、担当課での更新を改善し、情報発信を容易にした。 ホームページアクセス件数 2,091,037件 （対前年比145,334件増）	リニューアルの効果が出ており、市政情報へのアクセス件数が増加した。	A	操作研修等を通じて、ホームページ担当者による積極的な更新を推進する。

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果（令和元年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組みの方針	取組みの項目	No.	具体的な取組み項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									令和元年度計画	令和元年度の取組内容		取組達成度	
			2	広聴広報活動の推進	【取組主管課】 ●秘書課 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・市民座談会、各種アンケート等のほか、各種審議会等を通して、市民の意見を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る。	-	・広聴活動に積極的に取り組み、真の市民ニーズを的確に捕捉し、その結果が市政に反映されている状態	・市民と市長との対話集会「市民座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民アンケート調査（18歳以上の男女2,000人を対象）を実施し、結果を総合計画後期基本計画策定や事務事業評価に活用した。 ・座談会4回開催、96名参加 ・パブリックコメント5案件 ・市長への手紙93件、HPからの意見要望苦情185件	・市民アンケートの回答は888件（44.4%）で、市民の市政に対する（不）満足度や直接的な意見を知ることができた。 ・スマートフォンの普及により、手軽にHPから問い合わせが出来るためHPからの要望が増加。意見や要望等が容易に提案できる反面、匿名性も高いため苦情も増えている。 ・座談会は子育て支援等テーマを絞って市長と対話が出来たため、課題の把握や改善策の検討につながった。	B	・自由意見等、市民の直接的な意見が多いため、市民アンケート結果をもとに業務フローを見直し、業務改善につなげる。 ・座談会は、地域や団体を主体とした開催を基準とし、内容や市民との会話を重視し、広く意見を聞く中で市民のニーズ把握に努めていく。
			3	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	【取組主管課】 ●政策推進課 ・市民活動支援課 ・福祉総合相談課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	・社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、相談環境の整備や職員の専門性・接客等の質高め、相談窓口の充実を図る。	-	・市民ニーズに対応した相談窓口が設置され、市民の満足度の維持・向上が図られている状態	・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 [相談サービスの質の向上]・職員研修や職場内研修（OJT）を活用し、専門性や接客の質の高いサービスを提供する。	・消費者庁、国民生活センターの情報を随時キャッチし、独自のチラシを作成し、HPに掲載するほか、高齢者サロン等で配布した。 ・センター周知のため各種イベントで啓発品等を配布した。 ・高齢者等の見守り関係者を対象に出前講座を実施し、基礎知識と併せて身近な消費者トラブルを周知し注意喚起を行った。 ・包括的な支援体制の実現に向け、平成30年度より福祉総合相談体制を構成する相談支援機関と福祉総合相談定例会をスタートさせ、情報共有を図っている。 ・旧町村単位のコミュニティソーシャルワーカー設置を継続し、身近な地域でのワンストップ相談を展開している。 ・自立相談支援従事者研修に参加し、職員の専門性を高めている。	・専用の相談ブースを確保することにより、相談者のプライバシーの確保等相談環境の向上が図られた。 ・国、県民生活センター主催の研修会に参加することで、スキル向上が図られた。 ・専門的な課題には対象者を必要な制度につなげるとともに、複合的な課題を抱えるケースには、地域や関係機関と連携を図り分野で区切らず対応することができた。 ・CSWの存在が民生委員など地域に定着し相談件数も年々増えていることから市民の暮らしの困りごとの早期発見・早期対応につながっていると考えられる。	B	・引き続き消費生活相談員の代替相談員の確保を行う。 ・高齢者の見守りネットワークの更なる強化充実を図る。 ・外国人や聴覚等の障害者の相談対応を検討。 ・消費生活センターの更なる周知を進める。 ・孤立、虐待、ひきこもり、自殺などのケースの増加や8050問題など複合的な課題を抱える世帯の増加が予想されることから、庁内や関係機関などとの連携を強化するとともに、相談支援者のスキルアップを促進する必要がある。
			4	新たな市民参画の手法	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	南アルプス市の現状にあった協働の形を作っていく。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画	・第2次協働のまちづくり基本方針で計画されている内容が履行されている状態。	・市民の意見を反映させ第2次協働のまちづくり基本方針、第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画に示した協働の実現に向けて取り組む。	「まちづくりガイドブック」概要版は、市民に協働フォーラムや各窓口サービスセンター等の公共施設へ配布、掲示を行った。	「まちづくりガイドブック」概要版は市民に分かりやすく「協働」を伝える効果があった。しかし、市民活動のより具体的な事例等を情報発信することが望ましい。	B	市民活動センターの利用について、もっと市民に周知する必要がある、まちづくりに関心のある市民が気軽に訪れるような場づくりや定期的な情報発信が求められる。

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果（令和元年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組方針	取組の項目	No.	具体的な取組項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)									
									令和元年度計画	令和元年度の取組内容		取組達成度										
3 人材育成と時代に即応した組織の見直し																						
●職員の意識改革や資質向上に取り組み、職員の能力が最大限発揮される組織を目指す人材育成と時代に即応した組織の見直し																						
①定員の適正化及び組織の見直し	1	定員適正化の推進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 ○定員適正化の方針 ・事業の執行に必要な最小の人員体制の構築 ・最大の効果を発揮できる組織の構築と人材の育成	定員適正化計画	・第3次定員適正化計画に基づき、平成32年度当初における職員数を次のとおりとする。 正規職員数 615人	・第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 618人 (平成31年4月1日現在 正規職員数)	・年度当初に退職者数を勘案した採用計画を策定しており、それにより採用試験を実施した。 (平成31年4月1日現在618人) ・退職者の数、職種を勘案し、年度当初に採用計画を策定して採用試験を実施した。 ・早期退職者が計画より3名多かったため、当初採用計画よりも3名増員して採用した。	職員数は定員適正化計画の計画値とすることができた。	B	定員適正化計画の範囲内での増員ではあるが、早期退職者分については、年度当初の採用計画より増員して採用することが適正かどうか、定員適正化計画の翌年度達成目標を考慮して判断していく必要がある。											
												2	組織の見直し	【取組主管課】 ●政策推進課 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築するとともに、行政運営上の環境変化などの課題に対応するため、適時・適切に見直しを行なう。	・市の政策・戦略と業務量に沿った、効率的な組織が構築されている状態	・行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行なう。	企業誘致の強化、観光振興の強化のため、次のとおり見直しが行われた。 ・南アルプスIC新産業拠点整備室を、2担当制にした。 ・農林商工部を産業観光部と改め、新たに観光施設課を設置し、観光商工課の業務量を鑑み、所管施設等の運営、維持管理等を専門的に取り扱う部署とした。また、ユネスコエコパーク推進室を廃止し、観光商工課に編入し、ユネスコエコパーク担当を設置し、商工労政担当を商工支援担当に改正。 ・道路基盤等の一元管理を行うため建設部に農林土木課を編入し、4課体制とした。 ・南アルプス市観光協会を法人化。	・職員数の減、業務の多様化、事務量の増加に対応し、より効率的・効果的に業務を行うための見直しが行われた。また、部・課の名称変更を行うなど市民に分かりやすい見直しが行われた。 ・人事課も組織見直しのヒアリングに同席したことで、人事に必要な内容等について把握ができた。 ・組織変更に合わせて職員採用を実施できた。	B	・今後も人事担当と協力して進めることが望ましい。 ・課の統廃合、業務の見直しに加え、さらなる業務の改善が求められる。 ・適度な職員数、人員配置の把握のため実態調査を実施し、適正で効率的な組織への見直しにつなげていく必要がある。	
	②人材育成の推進	1	職員能力の開発促進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員の意識改革をはじめ、事務処理能力、問題解決能力及び政策形成能力等を強化する実践的な研修等の実施ほか、自己啓発の促進を図る。 ・専門職をはじめとする専門性の高い職員の育成を図るため、組織における役割分担を明確にするとともに職場内研修（OJT）の強化を図る。	人材育成方針	・職員の職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・年度当初に研修計画を策定し、課題解決に向けた研修会は、外部講師を招き各階層の課題に沿った内容で開催した。 ・採用3年目職員には、市職員としての基本事項（総合計画、財政収支見通し等）を学ぶ研修を実施した。 ・全管理職を対象として、財政課職員を講師に財政に関する研修を実施した。	・計画に沿って行うことができた。 ・外部講師を招いた研修については、参加者にアンケートを実施し研修効果を確認することができた。 ・若手職員に市の基本事項を学ばせることができた。 ・全管理職に市の財政状況を学んでもらうことができた。	B											・職員一人ひとりの研修に対する意識をより向上させるための取り組みが必要である。 ・職員の多忙化による負担感を軽減するため、研修意図等を明確化し、研修時間の短縮等効率化を図る。
												2	人事評価制度の適正な運用	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	・職員一人一人が自らの能力を高めるとともに、組織全体の士気高揚を図りつつ、効率的かつ効果的な行政運営を行なうため、人事評価制度を活用し人材育成に繋げつつ、能力や実績に基づく人事管理を進める。	・人事評価制度により、能力、勤務姿勢や業績の評価及び任用・昇給等への反映が適切に行われ、人材育成や組織の士気高揚に活かされた状態	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行なう。	・適正な評価を行うための評価実務研修、新任評価者及び採用2年目職員に対する目標設定、評価研修を実施した。 (評価者実務研修：R1年度は管理職全員)	繰り返し評価者実務研修を実施することで、評価が平準化してきている。	B	・勤怠手当への評価の反映について、制度設計を行い、スケジュールを決めて開始する必要がある。 ・評価審査会議を実施し、適正な評価の検証をしていく必要がある。	

第3次南アルプス市行政改革実施計画取組み結果（令和元年度）

【取組達成度】
 A：目標を達成
 B：目標はほぼ達成しているが取組に課題または改善の余地あり
 →（次年度へ作業を残したもの）
 C：目標は未達成で取組に課題または改善の余地あり
 →（新たに課題が発生するなど計画どおり進んでいないもの）
 D：目標は未達成で取組困難なもの

基本方針	取組方針	取組の項目	No.	具体的な取組項目	取組主管課 関係課等	今後の取組方向	関係する計画等	令和2年度の達成目標	計画内容 (Plan)	取組状況 (Do)	取組工程に対する評価 (Check)		見直し、改善事項 (Action)
									令和元年度計画	令和元年度の取組内容		取組達成度	
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進													
●人と人、人と地域、地域と地域、また異なる分野間の多様な関係性の再構築による多様な協働の推進													
①地域自治の推進	1	地域コミュニティ活動の推進	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】	・市民による地域課題の解決に向けた自発的・主体的な取組を支援する。	—	・地域コミュニティ活動がより自発的・主体的に推進されている状態 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート）70%（H27:54.3%）	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 【具体的な取組例】 ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート）67.4%	・地区イベントへの補助金等を見直し、1地区につき1つのイベントについて支援している。 ・その他の地域コミュニティイベントには、自治会活動交付金の一部を利用している。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート）66.6%	自治会活動交付金は、僅かではあるが活動の一助となり、継続して地域イベントが開催されている。	B	・今後も住民の理解をより深めながら、地域コミュニティイベントが継続的に開催され、地域活動への住民参加が続くよう取り組む。 ・コミュニティイベント自体の見直しについて検討していく必要がある。		
												2	自治会組織の適切な運用
	②市民活動の推進	1	多様な担い手による市民活動の促進	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】	・市民活動センターの施設の維持管理、運営その他関連業務を民間の中間支援組織（市民活動を支援するNPOなど）を養成し担当させることで、多様な市民活動の活性化を図るとともに、様々な主体による協働を促進する	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画 ・多様な市民活動が推進されている状態（地域活動や市民活動に参画する市民の増加など） ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート）70%（H27:54.3%）	・市民活動センターを拠点とした市民活動に関する情報の受発信や相談窓口機能の強化を図るため、市民活動の実態や課題等の情報を収集・整理するとともに、情報の共有化と可視化に向けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート）67.4%	市民活動コーディネーターが県内外の研修に参加するとともに他分野におけるまちづくり団体の代表者等との情報交換や共有を行った。	B	・市民活動センターの活動状況をSNSを利用して発信していくことと併せて市HPや市広報の積極的な活用が望まれる。 ・活動の方向性および活動形態の検討を行い、第2次協働のまちづくり基本方針、第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画の見直しを検討する。			
											③取組推進のための環境整備	1	まちづくりの人材育成
	2	職員の意識向上と体制整備	【取組主管課】 ・市民活動支援課 【関係課等】 ・全ての課等	・市民活動や協働に関する庁内の情報共有化、職員の意識向上に向けた研修の開催、取組推進のための体制整備を図る。	・第2次協働のまちづくり基本方針 ・第2次みんなでまちづくり（協働）行動計画 ・市民活動や協働の推進に向けて、職員の意識向上が図られている状態 ・期間中にすべての職員を研修対象とする。	・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討等を行う。	・担当職員が協働についての理解を深めるため、行政や民間企業やNPO法人が集まる県外研修へ参加した。 ・主事と主任を対象とした、まちづくり研修を行った。	B	現在の事業の中には、協働で行われているものがある。その協働を推進するためにも職員への意識啓発の研修会や市民や団体などとの連携や情報の共有などを続けて行う。				